

令和6年度 未来を拓く高校生応援事業募集要項

本事業は、東根市の未来を担う高校生が、将来の目標を実現出来るよう、自主的に行う活動に対して必要な経費を東根市が補助します。交付を希望される方は、下記に従いご応募ください。

1. 申請期間

第1期 令和6年 5月7日（火）～ 6月14日（金）

第2期 令和6年10月7日（月）～11月15日（金）

※事情により上記の申請期間に間に合わない場合は、ご相談ください。

※申請前に既に事業を開始したものは、申込みできません。

※申請は年度内1回（在学中1回）のみとします。

2. 対象者

東根市内在住の高校生、高等専門学校生（第1～3学年）

※補助金の交付は、在学中1回のみとし金銭管理に配慮し対象者の保護者に交付します。

3. 事業期間

令和6年5月7日から令和7年3月31日まで終了できるもの

4. 補助金額

上限20万円まで（補助対象経費額の4/5または20万円のいずれか少ない額）

5. 補助対象経費

交 通 費	実支出額又は最も経済的な通常の経路及び方法により算出した額のいずれか少ない額
宿 泊 費	実支出額又は交付基準額（7,000円/泊）のいずれか少ない額（食事代は除く）
受講料・参加費	実支出額

6. 手続きについて

（1）申請は、次の書類を下記の提出先に直接持参し提出してください。

- ①申請書（様式第1号）・②事業計画書・③収支予算書・④住民基本台帳閲覧同意書
- 作文800字程度（事業を実施するにあたっての抱負）
- その他事業内容がわかるもの（見積書・明細書・留学プログラムなど）

（2）事業終了後、実績報告として次の書類を下記の提出先に直接持参し提出してください。

- ①実績報告書（様式第3号）・⑤実施状況報告書・⑥収支決算書・領収書・感想文800字程度
- その他事業内容がわかるもの（スケジュール・写真など）

※提出書類は返却できませんのでご了承ください。

7. 応募書類の審査

申請いただいた内容に補助金を交付できるか審査し選考します。選考にあたっては、事業計画書などの提出書類の情報を総合的に判断し補助対象者を決定します。

8. 手続きのながれ

補助金申請受付 → 審査・決定 → 補助金支払 → 事業実施 → 実績報告提出 → 補助金精算

9. 発表会の開催

補助対象者全員に市で企画する発表会（令和7年2月～3月頃）で、成果報告をしていただきます。

10. 提出及び問合せ先

東根市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 TEL 0237-42-1111(内線3531)

FAX 0237-43-1176

自主的な活動とは？！

○ 対象

- ア) グローバルな視点を養い、語学力の向上に関わる活動
- イ) 専門知識や技能の習得に関わる活動
(資格取得に関するものは対象外)
- ウ) 社会貢献に関わる活動
- エ) その他、人材の育成に関わる活動

× 対象外

- ア) 営利を目的とする活動、政治・宗教または選挙活動を目的とする活動、その他の補助金及び支援を受ける活動、その他補助事業として不適切と認められる活動
- イ) 生涯スポーツ等における各種大会出場に係る激励金交付基準及び文化振興における各種大会及び祭典出場に係る激励金交付基準によって経費を支出する活動
- ウ) 学校活動及び部活動に関する活動
※ただし公募等による研修等への参加は該当することとする。
- エ) 学校外で日常的に取り組んでいる活動
- オ) 娯楽性の高い活動
- カ) 鑑賞や見学などの活動

具体的には・・・

- ・国際研修機関などが実施する海外派遣事業に参加
- ・海外語学研修やホームステイ
- ・大学などのサマースクールに参加
- ・研究所などで実施しているサイエンス合宿に参加
- ・国内外のスポーツアカデミーに参加
- ・被災地でのボランティア活動 など

- ・学校活動、部活動
- ・学習塾、習い事
- ・コンサート鑑賞、ミュージカル鑑賞、芸術や文化の鑑賞、スポーツ観戦、施設見学
- ・オープンキャンパスへの参加 など



あなたの
夢を
応援します